

フロアホッケーレフェリー認定・登録要領

特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟

(目的)

第1 この要領は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下、「連盟」という。）が主催、共催及び後援するフロアホッケー大会等（以下、「大会等」という。）におけるレフェリーを認定・登録するため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要領において、フロアホッケーレフェリー（以下、「レフェリー」という。）とは、フロアホッケー競技の技術と知識を有する者のうち、定款で定める連盟の正会員もしくは賛助会員であり、この要領で規定する要件に合致し、連盟理事長（以下「理事長」という。）、又はレフェリー認定委員会が認定、登録した者をいう。

(レフェリーの区分)

第3 レフェリーは、次の区分によるものとする。

(1) 1級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 連盟が規定する全クラスの大会等におけるレフェリー
- イ 連盟が主催するレフェリー講習会の講師
- ウ 連盟が大会等に派遣する競技委員長

(2) 2級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 連盟が規定する全クラスの大会等におけるレフェリー
- イ 連盟が規定する大会等の競技部長、審判部長

(3) 3級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 連盟が規定するクラスA及びB以外の大会等におけるレフェリー
- イ 大会競技委員長の推薦で、レフェリー認定委員会が事前に認めた場合には、1級又は2級レフェリーがパートナーの場合に限り、連盟が規定するクラスA及びBのレフェリー

(4) 4級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 3級以上のレフェリーがパートナーの場合に限り、連盟が規定するクラスEのレフェリー
- イ 大会競技委員長の推薦で、レフェリー認定委員会が事前に認めた場合には、1級レフェリーがパートナーに限り、連盟が規定するクラスC及びDのレフェリー
- ウ レフェリー認定委員会が審査対象ゲームとして認定した場合に限り、2級以上のレフェリーをパートナーとしてクラスB、C、Dのクラシフィケーションゲームのみ対応可。

(レフェリー認定委員会)

第4 連盟理事長は、レフェリーの審査及び登録について、次の者で構成するレフェリー認定委員会（以下、「認定委員会」という。）に委任するものとする。

(1) 委員長

日本フロアホッケー連盟ルール・レフェリー部長

(2) 委員

日本フロアホッケー連盟事務局次長
レフェリー審査員
その他連盟理事長が指名する者

- 2 委員会は、審査員の認定を理事会に諮るための事前審査及び4級から1級レフェリーの審査、認定を行う。
- 3 委員会は委員長が招集し、開催する。委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。召集する時間がない場合には、書面による審査を行うものとする。
- 4 委員会の議長は、委員会の委員長が務める。レフェリーの認定は原則全会一致とし、協議が整わない場合には、多数決で採決を行い、認定するものとする。

(レフェリー審査員)

第5 理事長は、連盟認定・登録したレフェリーの知識及び技術を審査するためのレフェリー審査員（以下、「審査員」という。）を、連盟理事会（以下、「理事会」という。）の承認を得て、認定するものとする。

2 審査員の認定要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 1級レフェリー
- (2) レフェリー講習会、指導者養成講習会並びに体験会の講師を10回以上経験した者

3 理事長は、認定された者に別紙様式1号により審査員の認定証を交付するものとする。

(レフェリーの要件と認定)

第6 レフェリーの要件及び認定方法は、次に掲げるものとし、認定の申請者は、別紙様式2号により、申請を行い、認定委員会は登録申請者の申請内容が要件を満たしていることを確認したときは、レフェリーとして認定、登録するものとする。

2 委員長は、登録された者に別紙様式3号によりレフェリーの認定証を交付するものとする。

(1) 1級レフェリー

ア 認定要件

- (ア) 2級レフェリー
- (イ) 連盟登録のS種インストラクター
- (ウ) 連盟で規定するクラスA又はBの大会で10試合以上のレフェリー経験を有する
- (エ) その他理事会で特に認めた者

イ 認定方法

レフェリー講習会又は連盟主催の大会において、レフェリー審査員による審査を受け合格し、レフェリー認定委員会で認定

(2) 2級レフェリー

ア 認定要件

- (ア) 3級レフェリー
- (イ) 連盟登録のS種又はA種インストラクター
- (ウ) 連盟で規定するクラスA、B又はCの大会で、10試合以上のレフェリー経験を有する
- (エ) その他理事会で特に認めた者

イ 認定方法

レフェリー養成講習会又は連盟主催の大会において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(3) 3級レフェリー

ア 認定要件

- (ア) 4級レフェリー

(イ) 連盟で規定するクラスC、Dの大会で、3試合以上のレフェリー経験を有するかレフェリー講習会で実技指導を2回以上受講

(ウ) その他理事会で特に認めた者

イ 認定方法

レフェリー講習会又は連盟主催の大会（レフェリー認定委員会が定めた審査用のクラシフィケーションゲームを含む）において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(4) 4級レフェリー

ア 認定要件

心身ともに健康な満15歳以上の者で、フロアホッケーの基礎知識（目的、ルール、安全管理等）及びフロアホッケー競技の経験が一定以上あるとともに、レフェリー講習会において知識と技術を修得した者

イ 認定方法

レフェリー講習会を修了したことをもって認定

（レフェリーの責務）

第7 レフェリーは、大会等において、安全性及び競技性が高いゲームコントロール、更にはフロアホッケー通してインクルーシブな社会の創出に寄与するため、連盟の諸規程等を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 連盟から派遣要請のあった大会等におけるレフェリー
- (2) 連盟主催のレフェリークリニックの受講
- (3) フロアホッケーの普及啓発

（レフェリーの指導・報告）

第8 レフェリーが行う指導等は、自らの資格の範囲内においてのみ指導を行えるものとする。

2 フロアホッケーの指導の依頼があった場合には、個人として依頼を受けた場合であっても、指導エリアを所管する連盟支部又は本連盟へ報告し、了承を得た上で指導を行わなければならない。

（登録取り消し）

第9 理事長又は委員長は、この要領に基づく実施内容を行わない者、連盟の指示に従わない者及び連盟の信頼・名誉を著しく失墜する行為を行ったレフェリーの任命、認定及び登録を取り消すことができるものとする。

制定：平成24年(2012年)7月17日

改正：平成26年(2014年)5月27日

平成29年(2016年)6月1日

令和元年(2019年)6月3日

フロアホッケーレフェリー認定申請書

年 月 日

特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟
理事長 増田 明美 様

申請者
住 所
氏 名
生年月日
電話番号
Eメール

フロアホッケーレフェリー認定・登録要領第6の規定により、フロアホッケーレフェリーとして認定、登録してください。

記

- 1 現在登録しているレフェリーの区分
級
- 2 フロアホッケーレフェリー経験
(大会名等及びレフェリー経験試合数を記載)
- 3 レフェリー養成講習会の受講状況
(開催年月日及び場所を記載)
- 3 申請のレフェリー区分フロアホッケーインストラクターの区分
級

(様式第3号)



No. 号

フロアホッケーレフェリー審査員認定証

様

フロアホッケーレフェリー認定・登録要領第6の2規定により
あなたをレフェリー審査員として認定します

年 月 日
特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟
理事長 増田 明美

*この登録制度はフロアホッケーの普及において一定程度の経験、技能があることを認定するものでレフェリーが個人的な指導等によって発生した損害等を日本フロアホッケー連盟が補償するものではありません。